

令和3年度 第1回屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会
議事録

日時：令和3年6月7日（月） 9:00～12:00

場所：WEB 会議方式

屋久島環境文化村センター／屋久島世界遺産センター

■開会

九州地方環境事務所 松永国立公園課長：今年は取りまとめの年となり、いいものをかたちにしたいと思っていますので、よろしくお願ひします。これは環境省だけで作るものではなく地域の関係者みんなで作り上げるものですので、このあり方検討会で作られたビジョンをいいきっかけとして活用していただき、環境省でもしっかりと予算取りや次の課題解決、フォローアップにつなげていただければと思います。

土屋 座長：おはようございます。松永課長からのご挨拶にもありましたように、本検討会は6年目に入りました。今日が17回目になります。この会議では非常に長く丁寧に議論をして、さまざまなことを決めてきたわけですが、残り2回となりました。決着が付くところは付け、付けられないところは終わっていないこととして整理する作業を続けていきたいと思っています。挨拶ですので、最近2つ起きた関係することを述べておきたいと思っています。

1点目は、4月に国立公園と国有林について、国立公園と国有林における連携の推進についての発表がありました。世界水準を目指す上でモデルとなる事業を集中的に実施する地域の1つとして屋久島が挙げられています。これは、かなり重要な動きだと考えます。

2点目は、5月に、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産候補地が、IUCNによって登録の勧告がありました。まだこれは決まっていませんけれども、かなり登録に近付いたということになります。ここでの管理の仕方というのは、環境が近いこともあり、参考にすべきことです。

遺産地域の先輩として、われわれが先に立ってやるべきことを考える必要があると思っています。この検討会でやっていることも、その一環だと考えていますので、そういうことも念頭に置きながらこれからやっていけるといいと思っています。

今日は、議論の項目が非常に多いですが12時までの予定を大きく超えることはできません。議論が大変活発になり時間が押している場合は、これまで以上に、座長から途中で打ち切りや少し短縮して発言いただくというお願ひを、させていただくこととなります。あらかじめ、お詫びしながら、進めさせていただくことを言っておきたいと思っています。

それでは、議事に入っていきたいと思っています。議事（1）前回会議までの成果と議題の整理について、事務局からお願ひします。

■議事（1）前回会議までの成果と議論の整理について

◇ 資料1、資料2

【資料説明】

事務局 日本森林技術協会(高橋)：資料1は令和2年度の検討会の成果と本年度の検討内容になります。令和2年度は「7. 施設整備と維持管理」、「8. 利用者誘導と情報の提供」、「9. モニタリング」、「10. 管理体制と担い手確保」、「ビジョン別添 課題、引き続き検討すべき事項」を検討してきました。その中で、利用者誘導、情報の提供、モニタリングについては、幾つか修正すべき点があったということで、今回修正案を提示させていただきます。管理体制と担い手の確保については、昨年度は議論をする時間が短かったので、今日は30分程度時間を取って議論をしたい予定です。ビジョン別添の課題と引き続き検討すべき事項につきましても30分程度時間を取って議論します。最後に、施設整備と維持管理の区間シートは、60分程度時間を取って議論させていただきたいと思っています。

資料2は、昨年実施した2回の検討会でいただいた意見及び回答案についてまとめたものです。ビジョン項目に反映すべきところは、修正および追記しています。この後、資料3以降で、ビジョンの各項目について、いただいた意見を反映して、文言の修正および追記した内容についてご説明していきます。説明は以上です。

土屋 座長：ありがとうございました。本来ですと、この資料1と資料2についても質問や意見がいただきたいところですが、先ほども申し上げましたように時間がありませんので、各自、この会議の中で少しお目通しいただくか、後ほどお目通しください。

それでは、次の議事(2)利用者誘導と情報の提供のビジョンへの記載についてです。これも事務局からご説明をお願いします。

■議事(2)「利用者誘導と情報の提供」ビジョンへの記載

◇ 資料3

【資料説明】

事務局 日本森林技術協会(高橋)：利用者誘導については、令和2年第1回検討会から議論を進めており、本ビジョンにおける考え方及び、その他の保全・利用等に関する計画との連携を示した上で、誘導方法やその将来像について検討していただいたところです。前回の検討会では事前レクの仕組みの概要について、一部修正が必要との意見がありましたが、その他ご意見はいただいておりませんでした。

今回は、記載修正(案)について確認いただき、このビジョンの項目は確定したいと考えています。記載修正箇所についてご説明します。5ページ目をご覧ください。

5) 将来的に望ましい誘導方法について、事前レクチャーのおおよその内容を示していたところです。最後の書きぶりについて、少し後ろ向きの書きぶりだったということもあり、「ただし、今後は、ガイド制度等のその他の仕組みと併せて考えていくことが必要である」と修正しています。

それから、事前レクチャーの概要について、対象者を山岳部利用者に限定していましたが、山岳部利用者等と修正しました。

協力金については、屋久島は2種類ありますので、2種類の協力金を含めて記載することにしました。前回いただいたご意見についての反映は以上です。

【質疑】

土屋 座長：ありがとうございました。この件については、昨年度2回検討会をやっているのですが、第1回目から議論を始めていたところですが、主に説明がありました5ページ目のところの事前レクの話です。これについては何回も議論をしているところですが、ここに修正を加えています。ご質問、ご意見があれば、お願いします。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：少し気になったところがあります。2ページ目の1) 誘導方法の構成の5行目の、「また、ガイドが同伴する場合には」というところで「ガイドから登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項などの情報を伝えること」となっています。利用ルールと制限事項というのは何を指しているかが分かりませんが、ガイドが同伴する場合は上の共通の誘導方法に記載しないというか、情報には載せないという意味になりますか。利用ルールと制限事項は、上の共通の誘導方法のところにも載せるべきではないのかという質問です。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：今ご指摘いただきました点についてですが、利用ルールと制限事項については、利用ルールは基本的なマナー、法律的に制限されるものではなく、登山道を踏み外さない、基本的には山の上や稜線部では特に、花を採取しないなど、簡単にいえばそういう部分になります。

制限事項については、法令で禁止されているものです。石なども含めて、植物は絶対に摘んで帰らないといった法律で禁止されている事項ということです。利用ルールと制限事項については分けていただければと思います。特にその部分については、多種多様にわたりますので、誘導方法について標識やホームページなどに掲載する場合と、ガイドさんが同伴する場合は直接お話する場合、その状況に応じてガイドさんから柔軟に説明するというところで特出しさせていただいています。上の共通の誘導方法については、一般的に網羅するかたちにはなるのですが、そういった部分で表記の仕方について分かれる状況になっています。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：利用ルール、制限事項も多いので、全部を載せることはもちろんできないでしょうけれども、最低限の動植物の採取や持ち帰りは禁止といったようなことは、上の誘導方法の情報を提供するというところに多少は載るといえることですか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：次の資料4の情報の提供との重複部分でもありますので、その点については事務局で検討させていただければと思います。基本的には、今おっしゃられていた部分については、情報の提供と資料3と資料4のところで書き分けていきたいと思っています。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：2ページ目の1) 誘導方法の構成を読むと、ガイドが同伴の場合は、この利用ルール、制限事項はガイドさんが全部やるから看板や誘導方法、情報提供のところには載せる必要がないような感じに読み取れたので質問しました。

柴崎 委員：今の議論を伺っていて、中川さんのご指摘ももっともだと思いました。私が思ったのは、「また、ガイドが同伴する場合には」に書いてある、「動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項など」に

についても前の文章に載せ、主要な情報を抜粋して提供することにしておき、「さらにガイドが同伴する場合にはより細かな情報を伝えることで」と書き換えるという方向でもいいのかと思いました。

中川さんがおっしゃる動植物の情報、歴史、特に利用ルール、制限というのは基本的な情報なので、標識の中にも載せられる限りは載せたほうが良いと思います。ご検討いただければと思います。

土屋 座長：これについてはご検討いただけると事務局から回答をいただいていますので、よろしく願います。他の点で、いかがですか。

吉田 委員：1) 誘導方法の構成という中の共通の誘導方法と、2) 共通の誘導方法の文章がかなり重複している気がします。どちらかというところ、この1)に必要なのは、一番上の2行と一番下の2行が入っていれば良くて、その間の共通の誘導方法うんぬんのところは、2)に入っているのでは必要ないのではないかと感じます。

かなり同じ文章が重複しています。順番はどうでもいいのですが、共通の誘導方法を先にして、ランク別の誘導方法にするほうが読みやすい気はします。それほど修文は難しくないと思うので、ご検討いただければと思います。

土屋 座長：今の点については、事務局でご検討ください。おっしゃるとおりだと思います。前回の検討会で修正があった事前レクチャーに関しては、特に皆さんからご質問やご意見はないと考えてよろしいですか。その点が少し気になっているところです。よろしいですか。ありがとうございました。

記述の仕方等についてのご意見があり、それについては適宜修正していただくということを踏まえて、資料3については、これで一応承認ということでよろしいでしょうか。つまり、少し記述の仕方を修正するのを含めてということです。異論のある方は、今手を上げていただいて、少しご意見をお願いしますが、よろしいですか。ありがとうございました。今の点についてはおおむね確定したということにさせていただきます。ありがとうございました。

次にいきます。資料4の情報の提供、ビジョンへの記載について事務局からご説明をお願いします。

◇ 資料4

【資料説明】

事務局 日本森林技術協会(高橋)：情報の提供については、令和元年度第4回検討会から議論を進めており、本ビジョンにおける基本的な考え方や情報提供の内容について検討していただいたところです。前回の検討会では情報提供の内容について、一部修正が必要との意見がありましたが、その他ご意見はいただけておりませんでした。

今回は、記載修正(案)について確認いただき、このビジョンの項目は確定したいと考えています。修正箇所についてご説明します。3ページ目をご覧ください。表2の情報提供の内容があります。こちらについては、登山に必要な情報発信の部分で、中川さんから、神聖な山に入ることへの心構えの追記が必要ではないかというご意見をいただき、追記しています。

次に4ページ目をご覧ください。表3の標識の種類ごとの機能・設置場所になります。こちらは主にガイドの皆さんから、利用体験ランクの他に利用者が求めるものとして難易度も追記したほうが良いので

はないかというところで、登山道の難易度を追記しております。

次の5ページ目をご覧ください。表4の屋久島山岳部標識案になります。標識の表記の内容について、往復時間や距離、難易度などを入れますので、前提条件が必要ではないかというところで、次の6ページ目の3)設置方針の一番下になりますが、「標識表記する際には、雪がないとき、天気の良いときの条件のもと、40～50代の登山経験者が利用することを前提とした所要時間を表記する」と追記しています。いただいたご意見については、この3点になり、今回ビジョンの項目に反映しています。説明は以上です。

【質疑】

土屋 座長：ありがとうございました。今のご説明の部分については、令和元年度の第4回検討会から議論を続けてきたところですので。神聖な山という表記、難易度を独立させるということ、最後の標識の表記の条件について明記するという点について追記があったということです。

これについて、ご質問、ご意見等があれば、よろしく申し上げます。

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高氏：少し見落とした部分がありました。6ページに、3)設置方針の1、2、3、4つ目、「外国人利用者への案内に対応するため、周知が必要と判断される場合は、英語を併記する」とはっきり書いてあります。それと、「必要に応じてピクトグラムを活用する」。要するに英語以外の方にはピクトグラムで対応するという考えだと思うのですが、その前段の3ページの下の方の②の標識による情報提供のところの1)の黒ポツの3つ目の2行目に「適切な表示をする、また、外国人利用者に対応した多言語（英語を想定）、ピクトグラムを併記していく」としてあります。英語を想定しているのに多言語という表現はいかがなものかと思いました。外国語が、英語であるとはっきり示したほうが良いと思ったものですから、提案します。

土屋 座長：重要なお指摘だと思いますので、事務局からお答えをお願いします。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：今ご指摘いただいた点、ありがとうございます。ご意見を踏まえまして、3ページ目の「また、外国人利用者に対応した多言語（英語を想定）」という部分を、6ページ目の表記に合わせまして、「また、外国人利用者に対応した、英語、ピクトグラムを併記していく」と変更させていただければと思います。以上です。

土屋 座長：ありがとうございました。今のご回答の趣旨は、要するに理想的には多言語ですけれども、現実問題としては英語表記のみで対応したいということですね。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：基本的に、看板や道路標識は、一般的にほとんどのものが、多言語とはいうもののまず第1に英語で入れているものですから、この点については英語のみとさせていただければと思います。以上です。

土屋 座長：ありがとうございました。日高さんは、よろしいですか。

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高氏：はい。

土屋 座長：今の点、それから他の点でも結構ですので、ご質問、ご意見を続けたいと思います。いかがでしょうか。

屋久島観光協会 中馬ガイド部会長：4ページの赤線で記入していただいた登山道の難易度については要望するところですが、5ページに「難易度、道迷いの程度」があります。難易度は数字などで書かれてもいいのですが、道迷いの程度を道迷いのリスクが高い低いという表記にしてしまうと、大変簡単なところでも道迷いというのは発生しますので、最初から登山者に先入観を与えてしまいます。安心感を与えるような、道迷いのリスクが低いという表記の案内は避けたほうが良いという提案です。

土屋 座長：ありがとうございました。今の中馬さんのご意見は、できればこれは削除したほうが良いのではないかとということによろしいですか。

屋久島観光協会 中馬ガイド部会長：道迷いのリスクは常にあるということを言っていたきたい。高い低いで表現してしまうと、どうしても安心感を与えてしまって油断につながると思ったところです。

土屋 座長：これについて事務局はいかがですか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：いただいたご意見を踏まえて、記載を考えたいと思います。今想定しているところでは、難易度に道迷いも含まれていますので、この点については削除という方向で考えていきたいと思います。

屋久島観光協会 中馬ガイド部会長：道迷いの表記を外すということは考えていなかったのですが、できれば道迷いは起こり得るということを常に意識して行動してほしいと思っています。道迷いという言葉がなくすということはやめてほしいです。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：道迷いの程度を示すのではなく、道迷いは常にあるということで、道迷いをする場所であるということを認識させるような表記はほしいということですね。分かりました。その点は、事務局で表記や他の部分も含めて書きぶりを検討して、反映するようにさせていただきます。

土屋 座長：では引き続き、先ほど言いかけましたが、難易度についての詳しい説明は後でしますので、ひとまず今は資料4についてのご質問、ご意見を、まだあれば続けます。

柴崎 委員：3ページの表2のところ、前回中川さんからご指摘いただいて、神聖な山へ入るときの心構えというものを電子媒体の情報提供の方針の中で書かれていたわけです。屋久島の山というのは神聖

な山であるので、何らかのかたちで神聖な山に入ることへの心構えのようなものを表3、表4にも入れておいてもらえればいいかと思いました。

具体的にいうと、表3であれば、例えば登山道入口で周知すべきマナーの下に、神聖な山へ入るときの心構えというのを書くなり、もしくはマナーの後にかっこ書きで書くなりする。表4の案内標識に主要登山道とその他の登山道の両方ありますけれども、そこに心構えのようなものを入れておいたほうが、後で見た人が特別な表示だと理解してもらえらると思うので、提案したいと思います。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：私が提案した、神聖な山へ入ることへの心構えと堅苦しい感じに言ってしまいましたけれども、それほど難しく書くのではなく、少し触れていただければいいです。地元の人たちが大切に思っている場所なので、失礼のないようにというニュアンスのものを、キャッチフレーズ的な感じでもいいので入れておいていただきたいです。それが抜けてしまうと屋久島らしくないと思うので、こういう提案をしました。

土屋 座長：補足説明をありがとうございました。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：今いただいた土屋先生のご意見や中川さんのご意見を踏まえて、事務局で表記についてはどうするか検討させていただければと思います。これまでも山岳部に対しては信仰の対象にもなっているから、ビジョンのキャッチフレーズのところでもそういった文言も入っていますので、書きぶりについては事務局預かりとさせていただければと思います。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：中川さんに質問です。宮之浦岳山頂などの祠の位置は表記しないほうがいいと思うのですが、どう考えられていますか。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：同じ岳参りの仲間でも、示す必要がないのではないかというメンバーもいます。私は、山登りをする方は、大切に思ってくれている人は多いと思っています。宮之浦岳の祠は分かりにくく、知らずにとおり過ぎてしまう方もいますので、わざわざ大きく示す必要はないですけども、少しは分かるようにしてもいいのではないかと思います。「分からなかった」、「知らなかった」、「知っていればお参りしたのに」という方もいらっしゃるので、「こちらです」というのをどこかに示してもいいように思っています。

柴崎 委員：具体的な場所ではなく、入り口のところをイメージしていました。案内標識の主な設置場所というのは入り口なので、入り口のところで、山に入る前に頭を垂れて山に入りましょうということでした。

今の話は、表4でいうと資源名および解説標識になるかだと思います。たとえばブータンでは、聖地的についてはできる限り標識で解説はしません。ただ、ブータンの場合はガイドさんが同行するので、ガイドさんが口頭で案内するというやり方をしていました。「なぜ標識を付けないのか」と言うと、「聖なる場所に、そういうものを付けるのではなく、きちんと考えが分かる人に解説してもらおうのがふさわしいやり方だ」とブータンでは言っていたので、そういうやり方もあるかもしれません。

土屋 座長：ありがとうございました。ここについては、少し検討が必要かもしれません。今のところは、神聖な山という表記をするかしないかという話ですので、表記の仕方についてはもう少し詰める必要があるかもしれません。今は神聖な山に集中していますが、他はよろしいですか。

特にないと認識しましたので、先ほどと同じように資料4についても、少し追記する場所があるというご意見は検討するとして、全体としては、特にご意見がなかったところについてはこれで確定ということではよろしいでしょうか。うなずきの方もいらっしゃるし、丸を上げている方もいらっしゃいますので、一応確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

次は、参考資料3で難易度について少し詳しい説明をします。

◇ 参考資料3

【資料説明】

事務局 日本森林技術協会(高橋)：難易度を示すにあたっての考え方と、示し方のイメージ図を提示いたします。これについての今後の取り扱いとしましては、今回、考え方に合意いただければ残りの2回の検討会とは別に今後も整備・管理に携わる関係者等の協議を踏まえて固めていくことを考えています。また、これらを固めたのちには、本ビジョンに付随する、情報発信事業において活用していくことを考えています。

まず、1ページ目からです。難易度を示す考え方としましては、体力度と難易度について示したいと思っています。体力度については、1ページ目にある式を使っています。次に、難易度のレベルにつきましては、平成30年度の本事業で、登山道の状況、道迷いのリスク、事故の発生リスクを合わせて利用に伴うリスクを5段階に評価していたところから、それを引用して難易度を5段階に評価しています。

最後のA3の縦になりますけれども、Y軸に体力度、X軸に技術的な難易度を示しています。難易度とあるべき利用体験ランクが把握できるよう、ルートを利用体験ランクで色分けしています。これによって、あるべき利用体験ランク5のルートに行く際には、どの程度の体力や登山技術が必要になるかが把握しやすくなったと思っています。

今後は、ルートに入れ替えが必要であれば議論していただきたいと思っています。説明は以上です。

土屋 座長：ありがとうございました。この難易度については、今ご説明もありましたように、3ページにあるようなイメージを出してきたのは初めてです。

事務局からは、今回確定させたいというご要望がありましたけれども、座長判断ではこれは無理だと、考え方も含め、今回時間もありませんので幾つかご質問をいただいて理解を深めるというところを、まずはしたいと思っています。事前にご説明や検討に参加された方もいらっしゃると思いますが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：説明の補足です。あくまでもこのグレーディングについては、このあり方検討会で固めるものではないと考えています。今後は、特に難易度の部分で警察やガイドさん、実際に遭難や現場のことに関与している方々からご意見を伺ってから固めていき

と思っていますので、今日は、考え方について、何かご意見があればいただきたいというところです。

土屋 座長：難易度というのはかなり難しい概念ですので、ひとまずそれについてのご質問、ご意見をいただきたいということをお願いします。

柴崎 委員：最も気になったのは整合性のところです。例えば体力度が1、2、3のところは日帰りが可能と書いてあり、4、5以上になると1泊以上、2泊～3泊となると思うのですが、よく見ると1番の荒川～縄文杉往復に関しては日帰りと書いてありますが、左側のY軸には1泊以上が必要とあり整合性が取れるのか分かりません。

おそらくこれは現地で観光客が見る資料になりますので大変困惑すると思います。整合性はきちんと取ったほうがいいと思います。また、これはあくまでも一般の登山客に見せるというイメージならば、主要ルートだけに限定したほうがいいのではないかと思います。例えば、28番に淀川入口～旧栗生歩道入口1泊とありますが、これも左側のY軸を見ると日帰りに入っています。今の時点ではマイナーなルートです。26番の湯泊歩道入口から入って烏帽子岳、七五岳に行き、湯泊歩道入口に出るというこのルートについても、かなりマイナーなルートです。見せ方には気を付けないと、載せる時点で情報提供につながってしまうので、「書かれていないルートは基本的に極めて体力と技術がいるルートです」とどこかに書いておけば済むような気もしました。

土屋 座長：ひとまずご質問、ご意見を幾つかいただいてからまとめたいと思いますので、他にご質問、ご意見はいかがですか。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：体力度のところは10段階に分かれていますけれども、左側のY軸の8、9、10に匹敵するものがないので、体力度は7を最大値にすることはできませんか。

土屋 座長：ありがとうございました。意見、ご質問が出たので、事務局からお願いできますか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：このグレーディングの参考にしたものは、長野県の山岳総合センターが出している算出方法です。体力度は鹿屋体育大学の先生が出されている計算式を使っています。体力度の算出方法から当てはめる方法については、長野県や山梨県など他県で幾つかすでに採用されている方式でもあるので、その点については屋久島ではどのように表記していくかは、今後詰めていく段階で皆さまのご意見を伺いながら進めていきたいと思っています。

別のところをそのまま参考にするわけではありませんが、難しいルートについては、体力も難易度も高いルートだということを改めて伝える意味でも、他県ではあえて載せているところもあるようです。一般に出回っている登山地図では歩けるルートとして同封している冊子に書かれてはいるのですが、一目で分かるようにあえてこういう表を作っているという状況を話では聞いています。実際にどのように表現していくかは今後の関係者の方々にご意見を伺う中で固めていければと思います。今回いただいた意見は、その際の参考意見とさせていただければと思います。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：これに関しては、今後話し合うということですが、ガイドの目線からの意見です。完全に数値から出した結果なので、先入観が入らず、ガイドとしては逆に大変参考になりました。よくお客さまからは、「本州の山と比べて、このルートはどのくらいですか」と問い合わせで聞かれます。そのときに、こういった図を全国的な基準に合わせてもらおうと、屋久島には10のところがないという比べ方もできます。

柴崎 委員：今のご意見は非常に分かりやすい一方で危険性もはらんでいるので、慎重に扱われたほうがいいと思います。晴天時だと確かに比較ができるかもしれませんが、悪天候になった瞬間に屋久島は難易度が急に上がる気がします。むしろその地域らしさ的な指標のあり方もあると思っていますので、その辺りを少し慎重にご検討されたほうがいい。少なくとも屋久島は雨の降り方が違うので、この点については、地域性を配慮しなくてはいけないかと思っています。

土屋 座長：ここは議論をしますと、おそらくこれだけでお昼までかかります。非常に重要なところなのですが、論点も非常に多いので、ここでは雑な言い方ですが、頭出しをさせていただいたということで、難易度を示すことは決まっているわけですが、その仕方については、もう少し、調査・研究の部分と、議論の部分と、合意していく過程では必要になってくると思います。これについては、この検討会の日程だけでは済まないその後の部分も含めて進めていただくということで、今日はひとまず考え方やイメージをお示ししたということで、切らせていただきます。

次は議事(3)モニタリングの部分のビジョンへの記載についてです。事務局からご説明をお願いします。

■議事(3)「モニタリング」ビジョンへの記載

◇ 資料5

【資料説明】

事務局 日本森林技術協会(高橋)：令和2年度第1回検討会から議論を進めており、本ビジョンにおける基本的な考え方や情報提供の内容について検討していただいたところです。前回検討会では、議論に十分な時間を割くことができなかつたので、検討会終了後に意見照会を行ったところです。その結果、2点ほど修正が必要とのご意見はいただきました。修正箇所についてご説明します。

4ページ目の表2になります。調査の実施主体の名称について修正したほうがいいのではないかとのご意見をいただきましたので、2カ所修正しています。

次は6ページ目になります。こちらも同様に実施主体を修正しています。修正箇所は以上です。その他に修正が必要という意見はいただいておりませんでした。説明は以上になります。

土屋 座長：ありがとうございました。モニタリングの項目等についての修正箇所のご説明をいただきました。この部分についても、今日特に大きなご異論がなければ確定することにさせていただきたいと思いますが、ご質問、ご意見等をお願いします。

【質疑】

屋久島観光協会 伊熊ガイド部会副部長：6ページのA3の表ですけれども、既存調査の有無や実施主体のところでも何も記載されていない項目があります。このモニタリング項目自体には意見はなく、やるのはOKなのですけれども、今現在決まっていないものについて今後の見通しのなものというのは、いつどこでどう決まるのかというのを教えていただきたいです。

土屋 座長：事務局からお答えをお願いします。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：実施主体が書かれていないという点については、今回の検討会を踏まえて実際にこの施設整備の管理シートやあるべき利用体験の質を維持していくために必要な点であろうというところで、基本のモニタリング以外のところから出た部分です。その点のモニタリングについては、今後別途協議の場や行政の意見交換会も含め、世界遺産の管理計画の作業部会等々、幾つか既存の会議や別途話し合いの場がありますので、その中で整理させていただければと思っています。

土屋 座長：ありがとうございました。これは委員としての私の意見ですけれども、この部分は横バーになっていますよね。これは、普通はこの項目に該当しないという意味なので、これは不適切で、未定にすべきです。

未定ということになれば、これは定めなくてはいけないということを表示したことになりますので、今の丸之内さんのご説明だと未定ですよ。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：はい、現時点では未定です。

土屋 座長：そう書き換えたほうが良いと思います。他はいかがですか。ありがとうございました。資料5のモニタリングについても、基本的に確定ということによろしいでしょうか。特にご異論の表示がないと認識しましたので、確定とさせていただきます。ありがとうございました。

次は議事（4）管理体制、担い手の確保について、ご説明をお願いします。

■議事（4）「管理体制、担い手確保」ビジョンへの記載

◇ 資料6

【資料説明】

事務局 日本森林技術協会(高橋)：管理体制、担い手確保については、令和2年度第1回検討会から議論を進めており、ビジョンを運用していく上でどういった管理体制としていくのか、また、管理体制を考える上での課題について検討していただいたところです。ただ、前回検討会では、議論に十分な時間を割くことができなかったため、検討会終了後には意見照会を行いました。その結果、ご意見をいただきましたので追記をしています。今後ビジョンを実行していく上での必須事項や、すぐに解決できない課題については既存協議会を活用して検討を継続することなどを追記しました。追記箇所は赤字で示しています。

追記の場所は、1ページ目の赤字になります。「本ビジョンを着実に実行に移していくために、各関係

機関の役割ならびに協力体制の明確化、地域の関係者との協力関係の維持および強化が必須である。本ビジョンの実現のために、以下の管理体制と担い手の確保・育成を提案する。(1) 管理体制、〔求められる役割〕については前回記載してあるものと同じです。〔求められる役割〕に追記した赤字ですが、新たに発生した国立公園の課題に対して、1つ具体例として「異常気象の常態化による登山道の荒廃や社会的要因による利用者数の急変など」を挙げています。

それから2ページ目の、管理体制を考える上での課題等についても、今すぐに解決できない課題について協議会を活用して検討を継続することなどということでも赤字追記しています。その他につきましては、ご意見等はいただいていません。ビジョンを実行していく上で重要となってくる事項ではありますので、今回改めて少し時間を設けて、もう一度ご確認いただき、もう少し議論を深めていければと考えています。説明は以上です。

【質疑】

土屋 座長：ありがとうございました。今の管理体制、担い手確保ビジョンへの記載についても、以前から、十分ではないのですけれども議論が続いているところでした。私から私案を出したことも過去にありました。順番的にいうと、この管理体制、担い手確保ビジョンへの記載のところは、資料8の課題等についての方向性の記述をしている部分ともかなり関連してくるところです。つまり、ここで書ききれないところは、資料8に書いている部分もあるので、それについての詳しい説明は資料8に回させていただきます、そこで議論していただきたいです。

皆さんがある程度は資料8まで読んでいらしたという前提のもとでご意見をいただきたいと考えています。ご意見、ご質問等をお願いします。

柴崎 委員：2点申し上げたいことがあります。1点目は1ページ目の下の段にある赤字のところ、「例）異常気象の常態化による登山道の荒廃」、確か前回は具体的なコメントがないので付け足してほしいという意見に答えてくださったと思うのですが、次の「社会的要因による利用者数の急変」というのが非常に分かりづらいので、これについてはもう少し具体的にに入れていただきたいと思います。例えば、屋久島で今現実的に起こり得るとするならば、「屋久島空港拡張といった」など、後々この報告書を見る人がいた場合に、何のことを言っているのか分からないので、それを付け足していただいたほうがいいかと思いました。

2点目は、資料5のモニタリングについては見直しのことが書いてありましたが、資料6では書いていなかったのも、何らかの言及があつてしかりと思えました。基本的にはこの資料5のモニタリング項目の見直しに沿うかたちで書いていただくのも1つの手かと思えました。以上です。

土屋 座長：ありがとうございました。2点目の見直しに関しては、管理体制、担い手確保ビジョンへの記載ということからすると少し外れているようにも見えるのですが、実はもともとこれはその他という項目で、その他の項目を含めて記載する箇所でした。改定についての記載をする場所がないので、資料6に書くのがいいのではないかというご意見だったと理解します。この点について、その前も含めて、事務局から回答があればお願いします。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：2点目のモニタリングなどこのシート等の見直しのタイミングについては、おっしゃるとおりですので、一度事務局預かりとさせていただいて、次回検討会の前にも皆さまにご相談させていただければと思うのですが、次回検討会のときにお示しできればと思います。

1点目の社会的要因による利用者数の急変のところで、屋久島空港の拡張などと書いてはどうかということなのですが、その点についてはもう確定と捉えていいのかということなのです。その点は、私どもで情報がまだ十分踏っていないので、ほぼ確定要素であれば書けると思いますが、不確定要素であれば今のままでさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

鹿児島県熊毛支庁 塚元事務所長：屋久島空港の延伸関係につきましては、今環境影響評価の調査に入っていて、延伸に向けての作業を進めていくということですので、ここでは断定的な書きぶりにはできないところです。延伸については具体的にはこの段階では書けない状況です。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：ありがとうございます。

柴崎 委員：私と行政の方のスタンスが少し違うかと思うのですが、この問題については平成 28 年度から言い続けてきていました。この報告書が出来上がった後で、例えば 10 年たった後、もう 1 回見直したときに、仮にこの屋久島の滑走路の延伸がもし実現化したときに、全くこの検討会では議論していないのかと考えられるのが残念でなりません。

屋久島空港拡張については、リスクになるかもしれないし、経済的恩恵につながるかもしれない話なので、こういうビジョンの話については不確定的な要素というものは必ず入ってきます。例えば空から隕石が降ればどうするかなどという話は極めて実現可能性が低いですが、屋久島の滑走路延伸については、屋久島町のホームページにも記載されていますし、鹿児島県でも基本計画案などがホームページ上に載っています。仮に今後計画が中断されたとしても、現時点では基本計画が出ている以上は、1つの重要な事例として載せるべきではないかと思います。書き方も限定するのではなく屋久島空港滑走路延伸は現在進行中と書いてもいいと思います。そういうかたちでもいいから記載すべきだと思います。

土屋 座長：ありがとうございました。ここについては、新たに発生した国立公園内の課題に対してということですので、現時点ではまだ発生していないことです。これから予測される話について述べているので、確定している必要はないと思います。つまり、ある程度現実化する可能性が高いものであれば、確かに隕石がぶつかるのは本当に確率が低いのかよく分からないところがありますけれども、異常気象もかなりの確率でありますし、計画にあるので、この空港の延伸についても1つの考えられ得る未来ということで例に挙げるのは問題ないのではないかと思います。この書きぶりについては、ここで確定はせずにおいて、事務局に少しご検討をお願いしたいと思います。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：承知しました。先ほどの見直しのタイミング等の記載と合わせて、皆さまにご相談させていただきながら書きぶりを検討します。

土屋 座長：ありがとうございました。このところは、議論しようと思えばいろいろ掘り返すところは出てくるのですが、初めに申し上げましたように資料8の別添での残された課題の議論と非常に関係しますので、ここで特にご指摘がなければ、いったん議論を切らせていただいて、これはまだ確定はしません。次回に確定するというにさせていただきます、いったん切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

吉田 委員：空港拡張の件は、2ページ目の〈山岳部が有する個別課題等〉にはきちんと書いてあります。下から6行目です。ですから、少し曖昧に書くというのはむしろ矛盾しますし、それを考えるとここに例は入れなくていいのではないかと、これは管理体制が求められる役割を書いていることなので、例を入れる必要はないのではないかとこの気もしないではないです。そこは今日確定するわけではないので、次回までの検討の中で考えていけばいいと思います。

土屋 座長：ご指摘ありがとうございました。今の点も含めて、次回に向けて検討するというので、ここは引き取らせていただきます。よろしいでしょうか。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：質問です。1ページ目の管理体制のところでは、

「各機関がビジョンを屋久島山岳部利用の統合的な指針として認識し」というのは、これは今回参加されている各機関の構成員の方たちは、これでいいのでしょうか。例えば、屋久島町が取り組んでいる全体構想など、いろいろな話し合いが平行して行われているのですが、このあり方検討会の総合的な指針として、皆さん認識して決定ということで大丈夫なのかという質問です。

土屋 座長：意見ではなく、各機関が本当にそれでいいですかという確認ということですか。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：これで異論がないのかという質問です。

土屋 座長：座長としては、今日の検討会が17回目で、各機関ともこの検討会に参加してこられたわけで、当然それはそれぞれ持ち帰って検討して、また次に来られているわけです。基本的にこのビジョン全体として認めるというのは了解済みだと考えています。個別の点については、いろいろなご議論がこれまでもあったわけですし、これから議論するような残された課題等についてもいろいろあり得ると思いますけれども、ビジョン全体としては当然だと考えています。次回が最終ですので、そのときにもう一度皆さんに最終的には確認をいただくことが大事だと思いますけれども、これが崩れますと全体がつぶれます。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：2ページから3ページ目にかけての最後の文章です。管理主体が決まっていない歩道に関しては、今後も何らかの結論を出さないという方向になるのですか。協議が必要と書いてあるのですが、今後決めていくという書きぶりではないので、この5年間協議しても決まらず、今後協議するので、例えば10年以内にある程度決めていくなどという書きぶりは難しいものなのかという提案です。

土屋 座長：これについては、先ほど申し上げました資料8の残された課題の書き方にもよると思います。つまり、そちらにある書き方があるとすると、こちらの書き方も変わってくるというところなので、資料8で議論させていただいたほうが良いと思います。登山道の管理体制については、管理主体が決定していないという課題は資料8で議論するというところでよろしいでしょうか。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：大丈夫です。ありがとうございます。

土屋 座長：それでは議事（5）「施設整備・維持管理シート」について事務局からご説明をお願いします。

■議事（5）「施設整備・維持管理シート」について

◇ 資料7

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：各登山ルートの間隔ごとの施設整備・維持管理シートは、昨年度2回の検討会におきまして、多くのご意見をいただいたところです。全て見え消しで書いてしまうと大変煩雑で見えづらくなってしまいますので、それらを全て整理した上でシートに反映させていただいています。意見照会の反映についてですが、より課題が明確になるよう記載内容にある一定のルールを設けて、整理しています。

資料4ページをご覧ください。記載凡例という黒枠で囲っているものになります。資料6ページのA3大の間隔シートと見比べながらご確認ください。記載凡例の、屋久島の山の文化に対する配慮や想定される利用者などの一般的な事項については、黒字のまま記載しています。その次に、目標は該当区間の利用者に感じてほしい体験ランクに応じたもの、この区間に沿った体験ランクを感じてもらうには、最低限このレベルが必要ですよというところで、黒ポツで黒字記載しています。次に青文字の現状についてです。こちらは少なくとも令和3年度6月時点の状態のものを青字で書いています。

その次が星印の太文字の黒です。これは再整備をする際や、将来的にこの区間を維持管理していく上での留意点ということを書いていきます。次に米印の赤文字は、現在及び今後整理すべき課題として書いていきます。

この5つの項目で記載内容を分類し、30区間それぞれの修正を行いました。この区間シートについての議論を進めさせていただいたところですが、区間ごとにどういった課題が残っているかに着目して、次の5ページ目の表3にありますように、区間シート取りまとめに向けた優先順位として整理しました。Aが、赤文字になるような課題がない区間で、Bが登山道の携帯トイレの回収ボックスや宿泊施設など、この区間だけに特化したものではなく共通の課題が残っているということで、B 共通の課題があった区間として整理しました。次に、Cとして、その区間特有の、これまでの5年間の議論の中でなかなか進んでいない、問題解消までに十分な議論を要する区間として3つのグループに分け、残る2回の検討会では、このシートの取りまとめを進められる部分は進めていきたいと思っています。

優先順位付けをしたABCのうち、Bは共通の課題になっている携帯トイレ回収の仕組みや宿泊施設、Cはトイレやトロッコ道の課題について特に議論を要する区間となっています。一方で、Aについては

再整備に当たっての留意事項はあるものの、赤字であるような整理すべき課題がないので、次回までに確認いただいて、ご意見がなければ今回お示しした内容で確定させていただきたいので、今後ご確認いただければと思います。残り2回の検討会では、BとCの対象の全区間、特にトイレやトロッコ道についての議論を取りまとめるのは時間も限られていますので、本検討会終了後に引き続いて整理や管理に携わる関係者間で協議を進めていくことを考えています。

議論を始める前に、BとCについて、少しお話をさせていただければと思います。Bについては、携帯トイレ回収の仕組みと宿泊施設について課題として上がっています。Bにグループ分けされた区間のうち、20ページの「区間4-1 永田歩道入口～竹の辻」、次に56ページの「区間9 旧栗生歩道入口～花之江河」、次に57ページの「区間10 湯泊歩道登山口～花之江河」については、体験ランク5となり、この区間の利用者の想定が豊富な経験を有する登山者となっています。使用済携帯トイレ回収の仕組みについては、他のランクと同列には扱わず、課題として残さなくとも良いのではないかと。区間4-1、9、10については、体験ランク5で上級登山者を想定しているので、回収については自分自身で対応できるのではないかとというところで、他のランクと同列にせず課題として残さなくとも良いのではないかとというご意見をいただきました。

今の話は20ページの「区間4-1 永田歩道入口～竹の辻」についての、8施設のトイレ・携帯トイレブースの設置についての赤字の部分です。

ここについては、想定される利用者が上級者であるというところなので課題とせず、留意点などで残す程度で良いのではないかとというご意見をいただきました。

また、56ページのもう区間9をご覧ください。こちらの宿泊施設ですが、旧栗生歩道入口～花之江河については、登山口から花之江河までの行程が9時間以上で長距離ということなので、利用を推進する上では区間中の宿泊場所の議論が必要ではないのかというご意見をいただいたところです。それについても、この区間は原生的な体験ができる体験ランク5の場所ですので、宿泊場所をあえて整理するという捉え方をするような書きぶりをせずに良いのではないかと、その議論が必要ではないかという点を留意点として書くというところで、課題として明記せずに良いのではないかとというご意見もいただきました。この点について、表記については次回の検討会までに事務局預かりとさせていただきたいところです。ご意見を伺いつつ事務局預かりとさせていただいて、次回の検討会でお示しできるようにさせていただければと思います。

次に、Cになります。42ページをご覧ください。代表的なところでお話させていただきます。Cに挙げている「区間8-1 荒川登山口～大株歩道入口」までです。43ページのトイレ・携帯トイレブースや道の歩きやすさの部分で、トロッコ道の維持・管理について、課題として残っているところです。ここで残る時間の中で課題解決のための論点だけでも整理できるように、ご意見をいただきながら意見交換させていただければと思います。

【質疑】

土屋 座長：ありがとうございます。これから少し時間を取り、これについて議論をしていきたいと思えます。まず重要なのは、ABCという区分分けが説明の中で出てきました。具体的には5ページの表3がありまして、丸之内さんからご説明があったように、この区分け自体を、それについて異論がある場合は議論が必要ですがけれども、これを承認いただけるとすると、この内のAについては、赤字の課題とい

われるようなもの、まだ結論が出ず議論しなくてはいけないところがないものがAです。Aについては、基本的にいうと、今の記述で認めていただきたいということになります。次のBとCについては、赤字の部分、つまり課題といわれる部分があるので、すぐに承認とはいかないだろうということで、これから議論をしていくのですが、Cについては、特に課題が多いです。

赤字の課題が多い、または一個一個の課題について、かなり深く議論をしないと課題の整理自体も少し時間がかかりそうなものはCになっています。

まずは順番としてAを今の記述で基本的に認めていただく。すでに昨年度2回ぐらい意見照会しています。照会というのは「これでいいですか」とお聞きしているものの修正結果ですので、これを認めていただくということをまずやらせていただき、それからBについての検討をし、もし終わればCのところまでいきたいというところですよ。

まだこの後に資料8の議論もありますので、全部の時間を使うわけにはいかないのですけれども、少し時間を取りたいと思います。段階別に皆さんにご意見を伺いたいのですが、まずは、表3のAに区分されている区間について、今の記述を基本的にここで確定としていいかどうかにつき、ご質問、ご意見をお願いします。BやCについてはこの後で順次ご意見をいただきますので、まずはAについてです。これについてご質問、ご意見をお願いします。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：5ページの表3でいくと、「区間番号3-2 辻峠～楠川分れ」、「区間12-2 蛇之口滝入口～淀川登山口」ですけれども、この2つは管理者がいない区間なので、このまま問題なしで区分けしてもいいのかという質問です。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：管理者が不在の登山道や道については、基本的に管理するところは公園事業執行という部分で国立公園の管理の観点にもなってくるところです。「区間番号3-2 辻峠～楠川分れ」は公園事業執行者他、歩道は未執行というかたちになっています。今後管理については、各行政機関との意見交換を今年度も行う予定ではありますが、これまでもかなりいろいろな課題等があり、なかなか管理するという点には至らないところではありますが、検討していくところです。今、お諮りするところとしては、この施設整備・維持管理シートの執行者というところではなく、この区間を管理していく上での重要な観点についてのところにあります。管理者の取り扱いについては現時点ではすぐに明記できるものでないため、今のところ現状のままで、このシートの下の1から以降の中身についてご意見をお諮りできればと思っています。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：それに対してですけれども、現場のガイドとしては、そこを管理する人が決まっていないというのが課題です。課題がないとなってしまうと、そのままで終わってしまう気がするのですが、課題がないという少し困るという意見でした。

土屋 座長：確認ですが、古賀さんは、まだ管理者が決まっていないということを課題にきちんと書くべきだと考えたほうがいいですか。つまり、それをこれから決めていくことが課題であるということですか。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：管理者のいない区間が問題なしとなってしまうと、不安だという点です。

土屋 座長：「区間 12-2 蛇之口滝入口～淀川登山口」については、丸之内さんから先ほどご説明がなかったように思いますが、「区間 12-2 蛇之口滝入口～淀川登山口」も同じような扱いが望まれるというのが古賀さんのご意見と考えていいですか。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：そうです。2 回前のあり方検討会で、鹿児島県の担当の方が、鹿児島県が担当している執行者である区間に関して、鹿児島県だけでこれからやっていくのがどうなのだろうかという議論をしてほしいと言っていたのですが、A の課題がない区間でも鹿児島県さんが執行している部分が非常に多いです。その辺りをそのまま課題なしで大丈夫なのかという質問も合わせてしたいです。

土屋 座長：分かりました。この記述の方針全体にかなり関わりますね。もしくは、このシートの位置付けにも関わりますか。まずは丸之内さん、今の時点での記述の考え方をもう一度言っていただけませんか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：執行者がいるかないか、管理者がいるかないかという観点から、「区間 12-2 蛇之口滝入口～淀川登山口」について改めて確認すると鹿児島県さんが管理者となっていますので、「区間 12-2 蛇之口滝入口～淀川登山口」については管理者がいます。その点については改めて確認をして、管理者がいる歩道については A のままにして、管理者不在の未執行区間、先ほどおっしゃった「区間 3-2 辻峠～楠川分れ」については B の課題として残すというかたちでいきたいと思います。

昨年度、鹿児島県さんがおっしゃられた点については、公園事業の観点からいいますと、次に管理する方がいない中で、執行者不在という状況ということは、他公園の事例からいっても特に現時点では環境省としては考えていません。鹿児島県さんを例に挙げさせていただいていますが、将来的に執行できなくなった場合でも、代わる方が執行者となる場合、歩道の管理を引き継ぐようなかたちで国立公園の管理は調整をしているところです。今管理者がいないところとは別にして、今すでに管理者がいる歩道については、その取り扱いについては管理者不在になるような状況にはならないようにしていく考えでいます。5 ページの表 3 の区分けについては管理者がいないところは B に変更して、管理者が今後どうなるか分からないところについては、今後の関係機関の調整の中で決めていきます。ただし、管理者が今いて、将来的に不在となるようなことは、大きな災害で利用がそもそも見込めないなど、そういう大きなことがない限りは、管理者がいる状況にしていく考えでいます。

土屋 座長：ありがとうございました。

今ので、一応方針としてははっきりしたと思うのですが、古賀さん、ひとまずこういう回答でよろしいですか。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：大丈夫です。

土屋 座長：ありがとうございました。

柴崎 委員：古賀さんの意見に重ねるかたちになるのですが、おそらく、この維持管理シートは管理者の人たちが見ると思います。例えば、未執行の区間3-2の方針としては、この9管理が巡視の頻度だけで終わっていますけれども、例えばその下に1つ行を作り、執行者・管理者の決定などという項目を作って今後検討するという文言も、資料8と合わせて書いていくほうがいいのではないかと思います。

土屋 座長：今の件については、丸之内さんはどうですか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：その点については、構成や公園事業執行者他という最上段の部分の書きぶりがあるので、事務局の中で調整して、何かしら管理者の関係については課題として認識しているということが分かるように残していきたいと思います。

土屋 座長：ありがとうございました。もう一度戻しますとAの区分については、管理者が決まっていな
いものについてはBにします。したがって、ここでは確定しているものについてAに残るということ
です。具体的には区間3-2だけでいいですか。

吉田 委員：現状でABCという分け方をしているのは、仮の整理のためだと思います。最終的にこの会
議が終わったときに、ABCという区分けのまま残っても非常に扱いづらいと思います。「区間3-2辻峠
～楠川分れ」のところも含んで、まだ課題が残るところは赤字を残して、これは課題として認識したま
ま、一応残りの部分についてはみんな合意が得られたという、合意が得られる方向にしていって
いい。AになっているものをBに持ってくるのではなく、赤字のところは課題として残っている、管理
者がいないということを認識して、その上で合意する方向に持っていっていいのではないかと
思います。

Bについても一般的な携帯トイレの回収ボックスと、山小屋は大きな問題ですけれども、それにつ
いては、資料8で今後残った課題というのは書かれているので、この後で議論があると思うので
すけれども、その中でも携帯トイレのことは書いてありますので、こういう課題が残っているとい
うかたちで、赤字で書いて認識した上で、この会議では赤字は残したまま了承するとしてい
っていいのではないですか。

まだ課題が残っているのが幾つかという方向で閉めたほうがいいのではないかと
思うのですが、そこは進め方としてはいかがでしょうか。

土屋 座長：私もしくは事務局の考えは、おそらく同じだと思うのですが、表3のABCとい
うのはあくまでも便宜上のものであり、議論を進めていくために使っている
ので、Aについて了承をいただきたいというのは、Aというランクを了承
いただきたいという意味ではなく、Aについては一括してこの記述をお認め
いただけないかという話をしています。そのときの区分の仕方というのは、
課題がある

かないかで分けていたので、A に区分されたものについては課題がないという区分で、そこについてはひとまず了承いただきます。当然 B については課題があるというのを、課題を解決するというのは無理なわけだから、課題があるということをまた了承していただくということなので、単に了承の順番の問題だと思います。

吉田 委員：進行上のグループなのであれば、この区間 3-2 という最初のもは、赤文字で管理者が不在というその課題を書き込んだ上で、この A ブロックは了承とすればいいのではないですか。

土屋 座長：そういうことになります。

吉田 委員：わざわざ B に移さなくてもいいのでは。

柴崎 委員：今後、執行部分についてどうするかという文言を書くということで合意すればいいのではないかという話がありましたけれども、実際にどういう文言になるかを確認したい気もします。おそらく土屋委員は B に移して次回もう 1 回諮ろうという意図だったと思いますので、方向性は合意したけれども、ある程度は文言までみんなで合意したほうがいいかなと思い、土屋委員の A 案から B 案に移すというやり方でもいいのかと思いました。今日は、基本は合意しますけれども、次回もう 1 回、念のために確認したほうがいいのではないかと思います。

土屋 座長：やり方の問題なので、あまりここで時間をとってあれですけども、要するに課題が残るので、区間 3-2 については B に入れるかどうかはともかくとして、次回までに文言等も調整するということでは同じです。丸之内さん、それでよろしいですね。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：はい、大丈夫です。

土屋 座長：もう 1 回戻ります。区間 3-2 については課題を書くということを入れて、になりますが、他の A に仮に分類しているところについては、基本的に今の記述で認めていただくということによろしいでしょうか。特にご異議のご表示はないと思いますので、A に仮に分類しているものについては、今後また改めて議論することからは除外することにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次にいきます。B については、まだいろいろと議論があるということです。携帯トイレ回収ボックス、テント場も書いてあるところです。この B に区分した部分について、かなり量は多いのですが、特にこの一番右側の課題として残っている部分についての記述の仕方、内容について、ご質問、ご意見があればお願いします。

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高氏：屋久島環境文化センターのレク森協議会、日高です。B と C で白谷雲水峽に関わる部分ですが、B の区間 3-1②、区間 3-3、この残っている課題の中に携帯トイレ回収ボックスとあるのですが、現在回収ボックスはありますが、今の回収ボックスは何か問題があるということですか。同じように C の区間 3-1①も携帯トイレ回収ボックスが課題として残っていま

すが、回収ボックスはあります。これに何か問題があるということですか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：ご指摘いただいた点ですけれども、例えば B の区間 3-1②ですが、資料 12 ページをご覧ください。白谷雲水峡の中には携帯トイレの回収ボックスはあります。12 ページの記述を合わせてご覧いただければと思いますが、この場合、接続する楠川歩道入口で下山した場合には、近くに回収ボックスがないため、区間出入口や、楠川歩道から登ってきた場合もそうです。区間の出入口付近に回収ボックスを設置するなど、回収の仕組みに関する議論が必要というところで書かせていただきました。現状としては接続する楠川歩道から来た方や楠川歩道へ抜ける方のことも想定しての利用であるため、このような書きぶりになっています。

土屋 座長：丸之内さん、今の説明は区間 3-1②ですよね。区間 3-1①と 3-1③についても少しご説明いただけますか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：区間 3-1①と 3-1③、これも同様に、想定する利用としては楠川歩道へ下山することも想定されているため、そうした場合にこの区間の利用者のことも踏まえて、この区間で回収箱を設置するなど、回収の仕組みに関する議論が必要ということで、書いています。

土屋 座長：ありがとうございました。日高さん、よろしいですか。ジェスチャーをありがとうございます。それでは、今 C の区間の議論もありましたが、主に今は B の区間について、他にご質問やご意見があればお願いします。

屋久島自然保護官事務所 水川自然保護管補佐：8 ページの区間 2 愛子岳のルートですが、携帯トイレブースの今後の課題の赤字のところ、登山口付近または屋久島総合自然公園入口に回収箱を設置することを検討するとなっているのですけれども、総合自然公園は間違いかと思います。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：8 ページ目の「区間 2 登山口～愛子岳山頂」のトイレ・携帯トイレブースの設置の課題に書かれている部分です。

下山した場所近くに回収箱がないため、登山口付近またはという、龍神杉線の記載がそのまま残っているため、またはから公園入口までの間を削除します。

土屋 座長：登山口付近に回収箱ということになりますね。分かりました。引き続き、ご質問、ご意見がありますか。

柴崎 委員：B につきまして、大きな論点としては、携帯トイレ回収ボックスとテント場の話だと思います。私が少し危惧するところは、基本的に利用体験ランクが 4 以上の、より原生的な体験ができる場所について、携帯トイレの回収ボックスや、テント場と設置のところ、そういうかなり原生的な空間に行こうという人については、自ら携帯トイレを持ち、自分で携帯トイレブースに返せるような人たちを

想定していたもので、利便性を考えれば、登山道ごとにあればいいのですが、一方でそれをやったときの悪影響を慎重に考える必要があると思います。

具体的には、維持管理コストをどうするのかなど、他にもやり方があると思います。携帯トイレブース以外にも、例えば登山道口に「回収ボックスはここにありますがここに置いてください」という看板を置くやり方もあると思いますけれども、今の書きぶりだと回収箱を設置のみが書いてあるので、いろいろなやり方がまだあると思いますが、少し限定して書き過ぎています。回収箱については、設置したい気持ちは分かりますが、そもそも持って帰って自分で今ある場所に入れればいいのかという意見もあるでしょうし、それ以外のやり方もあるのではないかとすることも入れてもらえればいいと思います。そこがまず携帯トイレのブースについては気になっているところです。

さらに、区間番号9、10のテント場の設置についてです。特にこれは体験ランク上でいうなら5ですので、そういった施設はできる限り少なくする。現状は、9時間以上、11時間以上あるのだからというのはおっしゃるとおりなのですが、一方でこの途中で設置することによって新たなリスクを生む可能性があるということです。すなわち、維持管理費はもちろんありますし、例えば湯泊歩道の近くに置いた場合、あそこに避難小屋やテント場を設置するということを明言した場合には、公園の計画上のルートになっていない高盤岳への登山をしようという人が増えてしまい、結果的に遭難するようなことも生む可能性があるのです。私は記載しないほうが良いのではないかと考えています。

携帯トイレの話も、利用体験ランク4、5については、個別区間に書くのか分からないですけれども、消すのもありかとも思います。少なくとも残すのであればリスクもきちんと明言した上で書いてもらわないと、推進ありきの書き方に見えてしまうので、懸念するところです。

今のところ、テント場に関して、問題ではありますけれども、利用者が非常に少ないので、現状のままでもいいのではないかとこの気もするというのが私の考えです。

土屋 座長：ありがとうございました。今の点については、初めのご説明のときに確か丸之内さんから事務局で次回までに検討したいというお話もあったと思います。どう表現するか、今のところは利用推進のために設置する等について検討するという書き方になっています。

例えば、柴崎さんからのご意見のようなものもあるわけで、あまりここは議論してこなかったことなので、残された課題というところに入る部分だと思いますが、そのことがはっきり分かるようにどうやって表記するかということについて、事務局にご検討いただくということで、次回もう一度これについて議論するというかたちでよろしいでしょうか。つまり、確定させないということです。よろしいですか。ありがとうございました。

他にBに関して何かありますか。お名前を自らご発言いただけますか。

屋久島町議会 榎議員：45ページの区間8-2大株歩道入口～高塚小屋ルートの9管理の部分です。ルートの誘導・ルート外へ出ないようにするための規制というところは他のルートもあり、先ほどの検討すべき課題の資料8とも共通する部分があるのですが、現在木道や階段が非常に劣化してきて、老朽化が進む中で再整備の検討の必要があるということですが、今のこのシートの中では規制等についての具体的な表示がされていないようです。例えば、今のところほとんどが登り優先ということで、下りの人たちが非常に混雑しているときにストレスが生じ、待てずに木道の外にはみ出て、どんどん地面を踏み荒

らして下ってしまいます。そういったところの注意喚起というのを何かすべきではないですか。ガイドさんが付いている場ではいいのですけれども、フリーの個人的な登山客はそういうところで下りでも待てないということで、どんどん踏み荒らして降りていくことが見受けられているのではないかという気がします。その表示はどのようなでしょう。

土屋 座長：ありがとうございました。丸之内さん、いかがですか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：今お話いただいた、登山道が混雑した際に、木道外の踏み外しのところについてなのですが、どこの区間が特にというところが実際あるのかもしれないのですが、木道全域にわたって発生している可能性がある話ですので、今のところ私どもとしては、この個別区間シートで書くというよりは情報発信や利用者誘導の部分で共通標識や案内標識などで書かせていただくという整理をしています。現状としてはこのシートに、今ご意見をいただいたところではありますが、反映するというところまでは想定していません。

土屋 座長：ありがとうございました。榎さん、いかがでしょうか。

屋久島町議会 榎議員：事前レクチャー等でも特に注意喚起という文言を盛り込んでもらえればいいという気がします。

土屋 座長：今、丸之内さんに伺いましたけれども、全体的な問題だと思しますので、そちらの記述に加えるような努力をしたほうがいいと思います。まだ少し議論があるかもしれませんが、B はここで打ち切ってよろしいでしょうか。まだ C のところが全く議論がされておらず、これを抜かすわけにもいかないので、C の部分にいきます。

C については、先ほどの区分からいきますと、かなり議論があるところになります。例えば最も典型的なところでは、42 ページの「区間 8-1 荒川登山口～大株歩道入口」のトロッコ道の終点のところまでです。43 ページにかなりの赤字の課題部分があります。資料 8 の残された課題のところにも関係するのですけれども、シートの記述については、主にページ 43 の米印赤字の課題についての記述の仕方等について、特に各行政の機関の方やガイドの方が最も関係するところなのですが、それぞれ何かここでご意見があれば言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

屋久島観光協会 伊熊ガイド部会副会長：この部分についてというか、このシートについても、資料 8 でと土屋先生がおっしゃられたように、この後の課題でいろいろとみんなでお話する必要があるところだと思います。先ほど、B も事務局でもう少し検討してというお話がありましたけれども、C についても同じように今ここで全部結論を決めてという方向性に持っていかないほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

土屋 座長：おっしゃるとおりで、特にこの C の部分については、結論を今出すつもりはないです。ただ、現時点での記述について、ご意見、それからこのことに関連して、例えば今の議論の進捗状況や計画

の進捗状況というところで少し参考情報をいただける部分もあるかもしれないので、そういうことも含めて関係機関の方々からご発言がいただければと考えています。まだここは完全にペンディングです。伊熊さん、今のようなお答えでよろしいですか。

屋久島観光協会 伊熊ガイド部会副会長：了解です。今後継続して議論という話にはなるかと思うのですけれども、それであれば、行政の方にご回答をいただきたいです。例えば、トロッコ軌道の維持に当たっては今どう進んでいるのか、その次であればトイレの話で、前々から後ろ向きの発言ばかりが目立つのですけれども、何か前向きなお話が少しでも聞けるのであれば行政関係者からお願いしたいです。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：土屋先生と伊熊さんからのお話について、環境省兼行政全体も一部含むのですが、進捗状況などを現場でお話できる部分について、お伝えできればと思います。その他にも補足があれば、この後他の行政機関の方から補足いただければと思います。昨年度検討会の場でも少しお話しさせていただいた担当者レベルでの意見交換会も、今年度幾つかの機関で体制も変わっているということもあり、まだ1回目ができていないところです。今年度も引き続きトロッコ軌道やトイレの話については何かしらの動きが出せるように議論していきたいと思っています。

その中での材料の1つとして、環境省では、46ページの「区間8-3 高塚小屋～焼野三叉路」の間にある新高塚避難小屋に環境省自己処理型のトイレがありますが、設置から10年たっていて、その間にいろいろとトラブル等があり、いろいろなご意見もいただいているところです。今後運用していくために第三者の評価をしてもらう事業も今年度予定しています。その評価を踏まえ、最初の、整備をするときは横展開を想定していたものですが、当初の想定と違う利用環境や社会状況にもなっていますので、改めて横展開が可能かどうか、今後も安定して使っていくための維持管理の手法の検討なども行っていく想定です。来週ぐらいには業者が確定する予定ではあるのですけれども、そういった情報も踏まえながら行政意見交換会を進めて、山岳部利用施設の取り扱いについて何かしら前向きな議論ができればと思っています。

他の機関の方でお話できるところがあれば、補足いただければ幸いです。

土屋 座長：ありがとうございました。他の機関の方、追加のご発言はいかがでしょうか。

鹿児島県観光課観光地づくり係 駒壽係長：県庁観光課に今年からきました駒壽といいます。よろしくお願ひします。これまで皆さんが深い議論を続けてくる中で、突然話に加わるのは非常に難しいところはあるのですけれども、大株歩道入口トイレにつきましては、前任の担当から説明は聞いているかと思うのですけれども、トイレのシステム自体が大量のし尿をトロッコで搬出するというで成り立っているシステムです。そういうこともありまして、トロッコ軌道の今後のあり方や回収について誰が役割を担うのかといったところが決まらないと、実際どうトイレを改修していくかも決まらない状況です。実際のところ、トイレ本体自体については県である程度改修というのはできるかもしれませんが、トロッコや今後のトロッコ軌道の改修、電気の技術者の話など、あらゆる問題があります。どうしても関係機関の方と調整して、役割分担をしないと、もどかしいところではありますけれども、なかなか前に進んでいけないという状況であるということは前任から聞いているところです。

土屋 座長：ありがとうございました。変わられたばかりで、なかなか難しいところだと思うのですが、引き続きお願いします。

屋久島森林管理署 西署長：トロッコの軌道についてですけれども、これについては何年前から課題であるということは森林管理署も認識しています。ご説明がありましたとおり、ここ2年間いろいろな会議の場で確認するところでは、高圧線の維持管理の関係や新たな浄化槽のシステムを検証したいということで、昨年度は予算を要求しているという説明が県からもあったところです。ただ、先般、別の会議でその予算が付かなかったということです。基本はトイレの残滓（ざんし）も含めて全部運搬していると、現状のトロッコは、軌道も機械も含めてという意味ですけれども、必要だということです。ただ、この2年間の県の説明では、例えば残滓だけを運ぶというシステムを検証したいということでしたので、屋久島ではその県の検討待ちだと私どもは認識しているところです。

いずれにしても予算が取れなかったということですので、説明がありましたとおり、今後関係する行政機関で検討を至急進めていかないといけないと思っていますところ。

土屋 座長：ありがとうございました。予算が付かなかったというのは、今年度の予算が付かなかったということですね。

鹿児島県観光課観光地づくり係 駒壽係長：委託や調査という話がありましたけれども、私が前任から聞いている話では、大株歩道のトイレについて、トロッコ道の改修をした場合はどれぐらい費用がかかるのか、し尿処理についての今後の方法を検討するなど、今動いているトイレについての課題を整理するための調査ができればと聞いています。課題を出された段階で関係機関の方と役割の話も踏み込んで、実際に現在のトイレと同じシステムを維持できるのか、場合によって今のシステムを維持できない場合は、また新たな方法を別に模索していくのか、そういったところも関係機関の方と調整していくための調査を行えばというところで聞いています。

土屋 座長：分かりました。実は今のご議論の辺りは、次の資料8にかなり関係するところです。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：提案です。区間 8-1 の項目 8 はトイレ・携帯トイレブースの設置となっていますが、ここをトイレ・携帯トイレブース・回収ボックスの設置のように、回収ボックスも入れて検討課題としたほうがいいです。今回、回収ボックスを登山口に置くのか置かないのか議論すべきだとなっているので、ここに入れるというのが1つです。

それと、休憩施設・ベンチについては、休憩施設を、例えばトロッコ道のところもかなりの人が利用しているわけですが、雷時など、かなりの豪雨になったときの人の利用の多い場所に関しては避難施設的なものも考えていく必要があるのではないかと思います。そこで、休憩施設・避難施設やベンチ、そういったものの設置をするのかしないのかという検討課題に入れていただければと思います。

土屋 座長：ありがとうございました。これは丸之内さんからお答えいただけますか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：今ご提案いただいた部分というのは、区間 8-1 というよりも全般的に維持管理シートに関わる場所ですね。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：そうです。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：今一度いただいたご意見、携帯トイレや回収ボックスについては、トイレ・携帯トイレブースのところに含めた上で今まで意見出しはされてきたのかと思っています。

この段階で、反映するかどうかというのは、一度事務局の中で検討させてください。これはまた次回第 2 回の検討会のときにお話させていただく場所ですので、このタイミングで反映するのが適切かどうかということも含めて、検討させていただければと思います。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：意見というか希望というところで、お願いします。

土屋 座長：ありがとうございました。議論がかなり資料 8 に関係するところに移っていますので、仮の区分の C に関するご意見、質問等はいったん切らせていただきます。これで決まったということではないということは先ほどから申し上げているとおりでありますが、この議論のためにも資料 8 の議論が必要なので、次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、資料 8 の課題、引き続き検討すべき事項についてご説明をお願いします。

■議事（6）課題、引き続き検討すべき事項

◇ 資料 8

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：平成 28 年からビジョンの作成に向けて検討会を開催させていただいたところですが、この過程で課題や引き続き検討が必要と思われる事項が明確になってきました。これについては、前回の検討会でもお話させていただきましたとおり、この検討会が終了した後も継続的な検討ができるように、ビジョン別添としてこれまで出てきた課題に引き続き検討すべき事項について取りまとめることを予定しています。前回検討会では、資料 8 に挙げていますように課題と引き続き検討すべき事項について共有させていただきました。今回はそれぞれの課題について、取り組みの方向性を提示させていただきます。

取り組みの方向性については、赤字で記載させていただいているところです。昨日にはなりますが、資料をご確認くださいと先にお伝えさせていただいておりますので、1 つ 1 つ読み上げることは割愛させていただければと思います。それぞれの課題については、関係機関・団体で連動しているところが多いので、引き続きこの課題解消については少しでも前進するように関係機関・団体で関係者の方々と連携協力、情報共有し合いながら共通認識として今後進めていければと思っています。

代表的な部分について、お話しさせていただければと思います。2 ページ目になります。先ほども話があったように大株歩道トイレ、新高塚小屋の土壌処理式トイレについては、管理者や管理上の工夫を徹

底して、安定的な運用に努めます。短期的には大株歩道トイレ、新高塚小屋のトイレについては、それぞれの管理者である鹿児島県と環境省がこれまでの運用状況と今後の見通しに係る評価を実施します。その次に新高塚小屋トイレの評価結果と携帯トイレの利用状況などを踏まえて平成 22 年度等のトイレ整備、および携帯トイレ導入方針を改訂しまして、屋久島山岳部保全利用協議会において新しい方針として地域共有を図っていきたいと思います。

代表的なところはお話させていただきますが、以下割愛させていただければと思います。今回資料を確認していただいている中で、「これはどういうことでしょうか」というご質問を別途いただいたので、先にお話をさせていただきます。4 ページ目になります。前ページの(4) 管理者不在の歩道等の取り扱いの中で、取り組みの方向性の下の部分で、公園歩道ではないルートについては、不適切な観光利用が行われないように、関係者が協力して普及啓発の徹底を図るということで、「これはどういうことを想定していますか」というご質問をいただいたところです。

公園歩道ではないルートというのが、例えば高盤岳や翁岳の岳参りです。一般的に開放していない登山道、利用を推進していない登山道へ登山者が独自で入り、自分たちで観光を利用するということを想定しているものです。これについてはそういったものを例示として想定していることを回答させていただきます。

【質疑】

土屋 座長：ありがとうございます。ある程度この文章についてはお目通しをいただいているという前提でこれから議論を進めさせていただきます。その前にお願いですが、12 時 10 分まで議論を続けさせていただいて、最終的に 15 分には終了ということで進めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。特にご異議はないと認識しましたので、資料 8 に関する議論をさせていただきます。

ここの部分は、非常に重要だと考えています。つまり、ビジョンに合意して載ることも重要ですが、課題が残っていて、それについてはどういう方向でこれから議論していく、決めていくのか、実行していくのかということが書かれていないと、事実上そのビジョンそのものがすぐに陳腐化して廃れてしまいます。そのため、この部分はしっかり残さなければいけない。それで次回の検討会には、この部分を確定させる必要があると考えています。今日のご議論、それから次回のご議論、その間にいろいろな意見を事務局に寄せていただくということは、非常に重要になってくると思います。これはこの会に参加している皆さんが、それぞれのお立場、広く見たお立場どちらも含めてさまざまなご意見をいただきたいところです。

今日はその初めの部分になるわけですが、項目を区切っていきますと、その部分だけの議論になってしまいますので、こちらで区切りません。何ページの何の項目のどこということを明示していただいて、ご意見、ご質問等をお願いします。

屋久島観光協会 伊熊ガイド部会副会長：登山道の管理者の話やトイレにしても、この書類の中では協議を継続するや、検討していくという感じになっています。もちろん大事なことはあるのですが、終わりが見えません。行政関係者の方々にお願いしたいのですけれども、いい加減腹をくくって決めませんか。いついつまでに決めるというのをやりましょう。そもそも登山道の管理に関しても、この会議の 2 年目のときに僕が発言しています。「いつになればこういうのが決まるのですか」と言うと、行政の

方から、「行政関係者で話し合いをして、これから考えていきます」ということがありました。それから4年たっています。しかも、その途中で話し合いもどこかに消えてしまったようで、もう1回やり直したりしている状況です。いい加減に腹をくくり、決めてやりましょう。土屋先生のおっしゃるように、泣いても笑ってもこの会議は今日とあと1回で終わりです。環境省さんにはだいぶ腹をくくっていただいています。環境省が予算を取ると言ってくれました。大変ありがたいことだと思います。他の行政関係者の方々も、そろそろ本気になってください。そうしないと、いつまでたっても議論を続けていても結論は出ません。その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

土屋 座長：非常に重要なご発言だと思います。これについては、現時点で、事務局で答えられることはありますか。丸之内さん、何か答えていただけませんか。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：管理の部分というのは、正直結論が出せるものであれば、もうすでに出せるものだと思います。それは今まで自分も屋久島以外でも関係していたところでも、こういった話は実は出ているものです。現状として、行政として管理をしていく上で必要なのはマンパワーという感じです。その部分は、予算はそもそも税収ですが、税収も人口減少とともに減っていき、現実的に昔のように「押せ押せどンドン」とはできておらず、そのような中で最低限維持管理を行政サービスとしてやらなければいけないところは何かというところで頭を悩ませているというところが現状です。伊熊さんがおっしゃった、いつまでにやるべきというのは行政の立場としてはおっしゃるとおりやるべきだとは思いますが、現状としてはなかなか難しい。それが出せるのであれば言えますし、言ったところで私どももまた異動してしまい、次にそういったことが実行できる体制や予算づくり、社会情勢、2年前に鹿児島県さんが予算取りできたはずが、コロナの状況で社会福祉のほうに優先されたという事態もありますし、現状としてそこで断言できるというのは、なかなか苦しいところかというところがあります。他に、行政機関の方でお話できることころがあれば、お話いただければと思います。

土屋 座長：ありがとうございました。丸之内さんから、他の行政機関の方からいかがでしょうかというのがありましたけれども、もしも積極的にご発言があれば、いかがでしょうか。

屋久島観光協会 中馬ガイド部会長：行政機関ではないのですが、少し意見を言わせてください。1点目に伊熊さんが言われた腹をくくるというのは分かりますけれども、終わりを決めようというのはなかなか難しいかと思っています。その中で、先ほどのトロッコ軌道の問題や山岳部の施設管理に多額のお金がかかりますから、これを今の鹿児島県もしくは屋久島町といった1つの団体で管理していくというのは本当に厳しいかと思っています。

5ページ目にも書いていますが、一元的な組織の発足を検討するという言葉も赤字のところにも載っていますが、屋久島町全体、山岳部もしくは国立公園の管理を予算も含めて一元化する組織というのが必要で、突き詰めていくと協力金を一元化するということにもなるのです。国の予算と利用者負担の協力金、県の予算といったものを早く1つにまとめて、トロッコの維持管理または山岳部を考えていかないと、どうしても見えてこないと思います。その辺の横のつながりというか、行政間の垣根を超えた一元化の組織についての意見は、皆さんがどう思うのか聞きたいです。

2点目に、トロッコ軌道の維持管理、管理者不在とありましたけれども、光清掃社さんが保線したり修理をしたりしています。光清掃社さんは、もちろん管理者ではないのですが、鹿児島県から予算をもらって保線をする役割というか業務内容があるはずなのですが、彼らはその予算はもらっていないという認識を持っているようです。その辺りの契約内容も、もし可能であればこういう会議の場で皆さんと共有したほうがいいのかなと思います、いかがでしょうか。

土屋 座長：ありがとうございました。2点目の、光清掃社の契約については、事実関係はここではあまり明らかにできないのでしょうか。

鹿児島県観光課観光地づくり係 駒壽係長：光清掃社の話ですけれども、鹿児島県が維持管理の予算を取りまして、大株歩道入口のトイレ清掃、維持管理のお金を町へ委託しています。委託された予算の中で、再委託ということで町と光清掃社さんが契約を結んで、町からの委託で予算が光清掃社の業務に流れているということになっています。

土屋 座長：ありがとうございました。屋久島町さんも今の説明で、よろしいですか。

屋久島町役場観光まちづくり課 羽生地域振興係長：光清掃社のトロッコの話は、この検討会に出てきている所管の係とは別なところでしているものですから、後で答えさせていただきます。

土屋 座長：分かりました。今後明らかにしていただくことになると思います。他のご意見はいかがでしょうか。

屋久島世界遺産地域連絡会議 日下田氏：資料8は非常に重要だと思うのですが、資料8で検討すべき内容をビジョン別添とし整理をしてうんぬんと書いてあります。これは今後の課題を示す上で非常に重要なことだと思います。

これは質問ですけれども、ビジョン別添というのは協議のための別添ですか。それとも今後、終了するとビジョンが製本されて、本になって出てくると思うのですが、別添で印刷されるという意味でしょうか。それぐらい必要だと思っています。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：今ご質問いただいた、ビジョン別添として印刷したものが出されるのかというご質問についてですが、その想定です。ビジョンと同じ冊子になるか、別刷りなのかは、今後の取りまとめの中にはなりますが、取りまとめをして明らかにかたちとして残るものとして残す予定です。

屋久島世界遺産地域連絡会議 日下田氏：それは必要なことだと思います。つまり、見通しを持って収束させることも非常に大事なことですけれども、品質的に開発途上にあるものもあるわけですし、常に流動的な状況にありますので、このビジョンをまとめる段階における展望と方向性、私としては願望なのですけれども、示す方法として大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

土屋 座長：ありがとうございました。座長からも少し意見を言わせていただきますと、ぜひこれを公開する際には本文と一緒に合本にさせていただきたいです。もちろんビジョン本体と別れるということはある意味提案されていて、それを承認しているところですけども、あくまでも合本にさせていただきたいというのは座長としての要望です。他はいかがでしょうか。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長：1カ所、修正させてください。4ページの真ん中辺りです。(5)避難小屋に記載のある白谷小屋については、白谷小屋は現在では宿泊利用には位置的に不要ではないかというコメントをしました。あまりよく知らずにコメントことがそのまま記載されていますが、白谷小屋についてはもともと楠川集落と小杉谷との中間基地として書いてありますけれども、以前レク森の日高さんからこれは違うのではないかという話がありました。そのとおりで、私もよくよく調べると大山先生が詳しいのですけれども、小杉谷との中間基地というよりは小杉谷山荘がなくなり、その代わりとしても、もう1つ白谷側から入って縄文杉、宮之浦岳へ向かう、もしくは降りてくる人たちの足掛かり的な場所として上屋久町が建てたということのようでした。このため、小杉谷との中間基地としてではなく、小杉谷山荘の代わり、または白谷雲水協側から縄文杉へ行く足掛かり的な場所として建てられたということのようです。私が言いたいのは、淀川小屋もそうですけれども登山口から非常に近い宿泊としては使わなくていいのではないかと、通常の休憩所としては非常に有効だと思いますけれども、宿泊利用について今後は考えていく必要があるのではないかという意見でした。

土屋 座長：ありがとうございました。この記述については、正確なものに事務局で修正をお願いします。

柴崎 委員：1点目として、この資料8では、環境省のことについては比較的書けているのですけれども、他の機関の話が少し漏れているのではないかと思います。例えば、(1)の山岳部のし尿処理と山岳トイレの辺りですけれども、屋久島町第二次振興計画で山のトイレを携帯トイレに一本化するよう検討するということは表明しているのは事実なので、そういうこともきちんと事実として載せるべきであろうと思っています。検討なので、完全に一本化するかどうかというのはもちろん分かりませんが、しかしそういう方向性を打ち出しているのは事実ですので、そういうところをきちんと書いたほうがいい。

2点目として、4ページの(6)施設の維持管理における現場の担い手になります。屋久島山岳部の施設についてはというところで、グリーンワーカー事業や管理委託等で、それぞれの施設管理者から複数の民間事業者(ガイド等)にと書いてありますけれども、林野庁のグリーンサポートスタッフさんも大きく貢献されていると思います。そういう林野庁さんの貢献している部分も積極的に書いていただきたい。国立公園と国有林における連携の推進を図ろうということで動き始めているわけで、まさにこういうものはどんどん載せるべきではないかと思っています。

3点目に、大きな話として気になったのが、このビジョンをどう見直すかという話についてです。資料6もしくは資料8に入れてもいいのですが、もう少し具体的に検討したほうがいいのではないかということ指摘したいと思います。

屋久島町議会 榎議員：2ページ目の(1)山岳部のし尿処理と山岳トイレで、先ほどご説明がありまし

たが、取り組みの方向性の中で5項目あるのですが、その内の4項目目のところです。山中のし尿処理の負担を軽減するため、既存の登山口トイレの安定的な運用ということがあるのですが、1項目目の大株歩道トイレ、新高塚小屋土壌処理式トイレの安定的な運用という、これはこれでいいのですが、4項目目の登山口のトイレについては積極的な運用を図るべきではないかという気がします。その安定的な運用というのは、「積極的な運用を推進する」にしたほうがいいという気がしました。

それと5ページ目の、(7)安全管理のところ、取り組みの方向性の中で、自然環境への支障を十分に配慮しつつというのがありますが、この調査結果を踏まえて具体的に何か示されることがあるのか、例えば無線塔や施設を作るために安全な設計をするので自然関係への支障が考えられるという具体的などういう支障が考えられるのか、その2点について質問します。

土屋 座長：ありがとうございました。最後に時間が許せば事務局から回答いただくとして、古賀さん、簡潔にご発言をお願いします。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：資料8は、最終決定になりますか。

土屋 座長：違います。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀代表：ありがとうございます。

土屋 座長：丸之内さんから、先ほどの榎さんのご質問に対して、お答え願います。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：その前に、先ほど柴崎先生からいただいた町の観光振興計画について、町から1度お話をさせていただきたいということなので、まず榎さんの質問の前に町から回答していただきます。

屋久島町役場観光まちづくり課 日高統括：柴崎先生から屋久島町の屋久島町第二次振興計画に掲げられているものを取り上げていただいて、ありがとうございます。携帯トイレの一本化に向けて検討するという、正直文章的にも曖昧な表現になっているものですから、それをここに載せるのはどうかと、担当としては思っているところです。今日は山岳保全利用協議会で平成22年度以降の携帯トイレ導入方針というのがありますので、それを継続して、携帯トイレに向けての検討というのは、していくつもりですので、そこら辺でいいかなと思っています。以上です。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：続きまして、先ほど榎さんからのご指摘についてですが、すみません、1つ目は確認できたのですが、もし次が違っていれば改めて座長からフォローしていただければと思うのですが、2ページ目の取り組みの方向性の既存の登山口にトイレの安定的な運用を、積極的な運用が良いのではというところなのですが、こちら次回の検討会もありますので、1度登山口トイレの運用については管理者の方々とも確認をした上で反映したいと思いますので、ご意見としていただいた上で、また次回にお示しできればと思います。もう1つのご指摘について、十分に

聞き取れなかったのもう一度お願いできますでしょうか。

屋久島町議会 榎議員：5ページ目の（7）安全管理のところの取り組みの方向性の中で、緊急時の連絡体制のことに触れているのですけれども、調査結果を踏まえて自然環境への支障を十分に配慮するといふところがあるのですが、この調査というのは具体的に、緊急時の連絡体制では例えば安全なものを作る、発電機をチェックするなど自然環境への支障があるということを行っているのかどうかをお尋ねしたところです。

屋久島自然保護官事務所 丸之内国立公園保護管理企画官：ありがとうございます。今おっしゃったように、調査結果というところは緊急時の連絡ができるかどうかというところで、上の現状と課題で書かれているように、無線やその他一般利用者の方の携帯の通信状況もありますので、その調査結果を踏まえて、携帯や無線のアンテナを出す、アンテナを既存の建物に取り付ける、新規で設置するなどといった部分での自然環境への支障がないかどうかという意味でのことでした。榎さんのご指摘のとおりです。以上です。

土屋 座長：ありがとうございました。先ほどの古賀さんのご質問の確認に対してお答えしましたように、資料8については終わっていません。次回検討会は9月2日ですので、それまでの間にご検討いただいて、なるべく早くに追加のご意見や修正点等があれば、事務局に積極的にお伝えください。つまり、9月2日の会議で新たに提案していただいても、その場で処理しきれないことが多々出てくると思われまますので、その前に積極的なご意見と情報等を、立場を越えてご提案いただければ、非常にありがたく思います。今回は泣いても笑っても最後ですので、それであまく終わるようにぜひご協力をお願い致します。

事務局 日本森林技術協会(高橋)：最後に事務連絡をさせていただきます。本日の議事録の案については、追って出席者の皆様にお送りしますので、各自の発言部分についてご確認のほどよろしくお願ひいたします。令和3年度第2回検討会は、9月2日（木）（9時～12時）を予定しております。引き続き、ご協力をいただけますよう、お願ひいたします。これもちまして、第1回検討会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。